

## 【ベトナム】新型コロナウイルス感染拡大に伴う知財庁への手続について

2020年4月3日

ジェトロ・バンコク事務所

3月31日付で、ベトナム知財庁（IP Vietnam）は新型コロナウイルス感染拡大に伴う知財庁への手続期限延長措置等について発表し、2020年4月1日より追って通知を行うまでの間、ベトナム知財庁（ハノイ本庁舎、ホーチミン支所、ダナン支所）と出願人との手続はすべてオンラインと郵送のみとする点を発表していた。

4月3日、ベトナム知財庁は、ハノイ本庁舎に新型コロナウイルスの感染者が出たことを受けて、ベトナム知財庁への手続について、改めて、以下の通り、発表した。

- ・ 4月3日より、ベトナム知財庁ハノイ本庁舎における全ての出願人との手続（郵送物の受領含む）を一時停止する
- ・ 出願関係手続は、オンライン又はホーチミン支所又はダナン支所への郵送のみとする

情報公開日

2020年4月3日

URL 等

[http://www.noip.gov.vn/web/guest/thong-bao/-/asset\\_publisher/vTLYJq8Ak7Gm/content/thong-bao-ve-viec-huong-dan-cua-cuc-so-huu-tri-tue-ve-viec-nop-on-ang-ky-so-huu-cong-nghiep-truc-tuyen-va-qua-buu-ien?inheritRedirect=false&redirect=http%3A%2F%2Fwww.noip.gov.vn%2Fweb%2Fguest%2Fthong-bao%3Fp\\_p\\_id%3D101\\_INSTANCE\\_vTLYJq8Ak7Gm%26p\\_p\\_lifecycle%3D0%26p\\_p\\_state%3Dnormal%26p\\_p\\_mode%3Dview%26p\\_p\\_col\\_id%3Dcolumn-1%26p\\_p\\_col\\_count%3D1](http://www.noip.gov.vn/web/guest/thong-bao/-/asset_publisher/vTLYJq8Ak7Gm/content/thong-bao-ve-viec-huong-dan-cua-cuc-so-huu-tri-tue-ve-viec-nop-on-ang-ky-so-huu-cong-nghiep-truc-tuyen-va-qua-buu-ien?inheritRedirect=false&redirect=http%3A%2F%2Fwww.noip.gov.vn%2Fweb%2Fguest%2Fthong-bao%3Fp_p_id%3D101_INSTANCE_vTLYJq8Ak7Gm%26p_p_lifecycle%3D0%26p_p_state%3Dnormal%26p_p_mode%3Dview%26p_p_col_id%3Dcolumn-1%26p_p_col_count%3D1)

以上

本内容は、日本貿易振興機構が2020年4月現在、独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。